JAPAN AIRLINES

《給付金・保険金の請求／お問合わせ連絡先》

●グループ生命保険
総務センター厚生グループ　org.gkv-w@jal.com

●グループ生命保険以外の各保険
・株式会社JALUX保険サービス
営業時間
平日9：00～19：00
土曜9：00～18：00（日祝日／年末年始休）

：0120-25-8400
（ガイダンスに続けてご希望の番号をお選びください）
FAX：03-5460-7221

株式会社JALUX保険サービス　各事務所（平日9：00ー17：30　土日祝日・年末年始休）
【北海道事務所】千歳市美々新千歳空港内　ターミナルアネックスビル3階　TEL：0123-45-6060
【京都事務所】京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-9
日本生命京都三哲ビル6F　TEL：075-366-4286
【大阪事務所】大阪市北区梅田3-2-2　JPタワー大阪18階　TEL：06-6643-0263
【東海中央事務所】岐阜県岐阜市加納寿町4-1　加納寿ビル2A　TEL：058-214-6170
【福岡事務所】福岡市博多区博多駅東1-18-25　第5博多偕成ビル1F　TEL：092-441-4155
【南九州事務所】鹿児島県鹿児島市新栄町9-1　サンキュー新栄店内　TEL：099-206-5500
【沖縄事務所】那覇市久米2-3-15　COI那覇ビル7階727号室　TEL：090-1972-3415

JALグループ団体保険

- グループ生命保険
- 医療保険（終身コース<スマート・ケアⅢ型>・定期コース）
- 傷害保険・がん保険
- 介護サポート保険
- 賠償責任保険とその他のリスク
- 長期収入サポート保険

このガイドブックは2026（令和8）年度中大切に保管してください。

ガイドブック

2026
（令和8）年度
日本航空（株）
保存版



取扱代理店　株式会社JALUX保険サービス

グループ生命保険 P05～
医療保険 終身コース P07～
医療保険 定期コース P19～
傷害保険・がん保険 P33～
介護サポート保険 P39～
賠償責任保険とその他のリスク P43～
長期収入サポート保険 P45～
各種お手続きその他の保険 P53～

JALグループ団体保険募集にあたって

JALグループ社員が安心して働けるよう、福利厚生の一環として導入しております「JALグループ団体保険」について、今年もその募集時期となりました。
この制度は団体契約による割安な保険料で充実した保障が得られるようにするものです。
万一の病気やケガの際には、安心して治療や療養に専念できるような基盤を整えることが大切だと思います。
ご自身のライフプランに合わせて当団体保険への加入をご検討ください。
ガイドブックには各種の保険内容や注意事項が詳しく記載されていますのでご確認ください。

日本航空株式会社　常務執行役員　人財本部長

大堀 哲

●JALグループ団体保険　6つの特色

① 割安な保険料
団体契約（集団扱）により割引が適用されています。
（例：傷害保険は約43.3%の割引を適用！）

② かしこく節約
ライフサイクルにあわせて必要な保障に毎年見直しすることができ、ムダを減らすことができます！

③ しっかり還元
グループ生命保険では年度毎の収支計算によって剰余金が発生した時は契約者配当金として還付されます！
※グループ生命保険のみになります。

④ 手続きが簡単
加入日（契約日）が同一なので手続きが一度で済み、まとめて加入できます。
また万一の際の給付手続きや更新も簡単です！

⑤ 税制の優遇も
グループ生命保険・医療・がん・介護サポート・長期収入サポートの各保険は、払込み保険料のうち所定の金額が生命保険料、介護医療保険料控除の対象です！
※2025年10月現在（所得税法第76条）

⑥ 海外でも安心
すべての保険が海外でも保障されます！
（ただし医療保険の一部給付金を除きます）

●お知らせ

WEBでお手続可能！
いつでもどこでも手続きOK！
団体保険がWEBで簡単にお申込みできるようになりました！

公式LINEアカウント JALグループ団体保険ポータル！
保険金請求やWEB加入者票の確認が簡単にできます。お問合わせやお見積もりもこちらからご依頼ください。P58参照
お友達登録はこちら

一部種目は通年募集開始！
一部の種目は11月15日までお申込みが可能となりました！
詳しくはP59をご参照ください

●各制度の対象者一覧

制度ごとに加入できる方が異なります。下表でご確認ください。
◎：加入可能です。
○：以下の＊1～6の各条件を満たした場合、加入可能です。

	役員・社員本人	配偶者	子ども	両親	兄弟姉妹	本人と同居の親族
グループ生命保険	◎	○*1	○*2	×	×	×
医療保険	◎	◎	◎	◎	×	×
傷害保険	◎	◎	◎	◎	◎	○*3
がん保険*4	○	○	○	○	○	○*3
介護サポート保険	◎	○*5	×	○*6	×	×
個人賠償責任保険	◎	×	×	×	×	×
受託物賠償責任保険	◎	×	×	×	×	×
携行品損害保険	◎	◎	◎	◎	◎	○*3
ホールインワン・アルバトロス費用保険	◎	◎	◎	◎	◎	○*3
救援者費用等保険	◎	◎	◎	◎	◎	○*3
長期収入サポート保険	◎	×	×	×	×	×

＊1 配偶者が加入する場合は必ず社員本人の加入が必要。また社員本人を上回る保険金額の加入は不可。
＊2 子どもが加入する場合は必ず社員本人の加入が必要。また社員本人を上回る保険金額の加入は不可。
　子どもが加入する場合、対象となる子ども（2歳6ヵ月を超えて22歳6ヵ月まで）全員が同額で加入すること。
＊3 親族は、6親等内の血族および3親等内の姻族に限る。
＊4 がん保険に加入する場合、必ず傷害保険とセットで加入すること。
＊5 本人・配偶者介護一時金プランのみ加入可。
＊6 親介護一時金プラン、親の介護休業プランのみ特約被保険者・介護対象者として加入可。
※加入可能な年齢等、詳細は各制度のページでご確認ください。

●各制度の加入状況（2025年4月1日現在）

	2025年度 加入者数
グループ生命保険	24,062人
医療保険　終身コース	7,750人
医療保険　定期コース	9,444人
傷害保険	18,555人
がん保険	11,385人
介護サポート保険	877人
個人賠償責任保険	13,033人
長期収入サポート保険	181人



JALグループ団体保険 各制度の特徴

制度のご案内

グループ生命保険	万が一のとき、のこされるご家族の生活費を備えておきましょう。 責任の大きい時期には大きな保障が必要です。	万一に備える	▶▶P05
医療保険	病気やケガによる入院、手術のリスクにも、備えがあれば安心です。また、終身コースでは退院や外来手術後の通院支援および女性特有の病気を重視した備えも可能です！	病気に備える	▶▶P07
傷害保険	突然のケガによる通院や入院を補償します。 自然災害による事故も手厚くサポート！	ケガに備える	▶▶P33
がん保険	がんと診断された際の一時金をはじめ、抗がん剤治療や放射線治療の費用も補償します。	がんに備える	▶▶P35
介護サポート保険	親の介護のみならず、本人・配偶者プランなど充実したプランからお選びいただけます。	介護に備える	▶▶P39
個人賠償責任保険	日常生活において、他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の損害賠償責任を負ったときに補償します。	賠償事故に備える	▶▶P43
受託物賠償責任保険	他人から預かったものや借りたものを損壊・紛失・盗難され、法律上の損害賠償責任を負ったときに補償します。	賠償事故に備える	▶▶P43
携行品損害保険	お出かけ中の身の回り品（携行品）の破損や盗難を国内外問わず補償します。 あなたの大切な持ち物をしっかりサポート！	破損・盗難に備える	▶▶P44
ホールインワン・アルバトロス費用保険	ホールインワンまたは、アルバトロス達成時のパーティーや記念品などの祝賀会費用に備えます。	ホールインワン達成に備える	▶▶P44
救援者費用等保険	重大な事故にあわれた場合のご家族駆けつけ費用や捜索救助費用などを補償します。	捜索救助に備える	▶▶P44
長期収入サポート保険	病気やケガで長期間働けなくなった際の収入減少に備えます。	収入減少に備える	▶▶P45

その他のご案内

自動車保険（団体扱）	・JALグループ大口団体割引が適用。	▶▶P53
火災保険（団体扱）	・万が一の事故も専門スタッフがしっかりサポート！	▶▶P55
社員向けサービス	・JALグループ社員専用サイト ・オンライン保険相談　・公式LINEアカウント	▶▶P57

シーン別おススメ加入例

旅行好きなあなたは

加入例
・医療保険終身コース<スマート・ケアⅢ型> 1口
・傷害保険Xコース 2口　・携行品損害保険
・個人賠償責任保険　・受託物賠償責任保険

海外でのケガで通院する。（傷害保険）





旅行カバンが破損や盗難にあった。（携行品）



ホテル滞在中に備品を壊した。（個人賠償）

アウトドア好きなあなたは

加入例
・傷害保険Xコース 3口　・携行品損害保険
・個人賠償責任保険　・受託物賠償責任保険

スノーボード中の転倒で捻挫して通院する。（傷害保険）





テニスのラケットが壊れて修理する。（携行品）

野球の練習中、誤って窓ガラスを割ってしまう。（個人賠償）



子どもの海外留学を考えているあなたは

加入例
・医療保険定期コース 1口
・携行品損害保険　・個人賠償責任保険
・救援者費用等保険

海外で病気で入院する。（医療保険）





海外でケガをして継続して14日間以上入院した場合に家族が駆けつける。（救援者費用）



学校の備品を壊してしまう。（個人賠償）

ゴルフ好きなあなたは

加入例
・傷害保険Xコース 2口　・個人賠償責任保険
・携行品損害保険
・ホールインワン・アルバトロス費用保険

スイングをした後に腰を痛める。（傷害保険）





打った球を他人にぶつけてしまう。（個人賠償）

ホールインワン達成後の祝賀会を行う。（ホールインワン）



手続きのご案内

申込方法と保険料の支払いについて	▶▶P59
加入者票閲覧方法	▶▶P61
給付金・保険金の請求方法	▶▶P63
休職・退職時等の取扱い	▶▶P65

傷害保険

傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険

お知らせ!：天災危険補償特約 自動セット

**近年は広範囲かつ甚大な風水災が多発しており、
これらの災害に対する備えが必要です。**



地震



噴火


津波

**JALグループ傷害保険なら、天災危険補償特約が自動セット。
地震・噴火・津波によってケガをした場合に保険金をお支払いします。**

傷害保険は、突然のケガや感染症などによる入院や、死亡・後遺障害などにそなえる保険です。

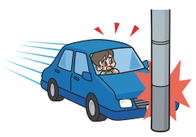
1 日常生活におけるさまざまな**ケガ**を補償します

2 **勤務中**や**通勤中**の事故によるケガも補償します

3 **地震・噴火またはこれらによる津波**
などの天災に起因したケガも補償します

働く世代にとって、ケガはより身近なリスクです。





働く世代（65歳未満）で比べると、
がんの罹患者数よりも
交通事故の負傷者数のほうが
1.2倍近くも多くなっています。

交通事故負傷者数（2021年）
303,413人

がん罹患者数（2021年）
245,020人

警察庁「交通事故の発生状況について」、
国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」（全国がん登録）

特色

- 一般の契約よりも約43.3%割安です。
（団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%を連乗したものです。）
- 天災（地震・噴火・津波）によるケガ、SARS、O-157をはじめとする特定感染症も対象です。

補償額および保険料

普通・天災時補償　特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・天災危険補償特約セット

補償内容	Xコース（1～8口）	Yコース（1口のみ）
傷害死亡保険金額	**347万円**	**184万円**
傷害後遺障害保険金額	最高 **347万円**	最高 **184万円**
傷害入院保険金額	1日につき **4,500円**	1日につき **2,000円**
傷害手術保険金額	入院中 **4.5万円** 入院中以外 **2.25万円**	入院中 **2万円** 入院中以外 **1万円**
傷害通院保険金額	1日につき **1,500円**	1日につき **1,000円**
月払保険料	**970円（1口あたり）**	**530円**

- Xコースは被保険者１名につき、最高8口まで加入できます。グループ内にご家族が勤務されている方は、限度口数を超えないようにご注意ください。
- YコースはXコースと重複して加入はできません。

傷害入院保険金支払限度日数365日・支払対象期間365日/傷害通院保険金支払限度日数90日・支払対象期間180日/免責期間0日（傷害入院・傷害通院共通）
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約については、傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日

こんなときに保険金が支払われます

通勤途中の事故	地震によるケガ	ケガによる入院	料理中のヤケド
			
わき見運転で電柱に衝突!!	落ちてきた瓦が頭に!!	旅行中のケガで入院!!	油がはねて手にかかった!!
Yコース 1口加入 7日間入院、5日間通院	Xコース 3口加入 3日間通院	Xコース 2口加入 10日間入院	Xコース 1口加入 2日間通院
▼	▼	▼	▼
19,000円	**13,500円**	**90,000円**	**3,000円**

※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「重要事項説明書」の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

■ 保険期間（ご契約期間）2026年 4月1日16時より1年間（毎年自動継続となります）

詳細は59ページを参照ください。

■ 加入資格　①役員・社員②役員・社員の配偶者、こども、両親、兄弟姉妹③役員・社員と同居している親族

※親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

■ 保険金のお支払いおよび保険料について

①日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害について保険金が支払われます。
②天災（地震・噴火・津波）による傷害の場合も、支払われます。
③SARS、O-157をはじめとする特定感染症を発病した場合、傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害通院保険金が支払われます。

記載の保険料は、団体割引30%（被保険者(本人)数10,000名以上）、損害率による割引10%および大口契約割引10%を適用して算出しております。次年度以降、損害率の適用条件の見直しにより損害率による割増引が変更になり保険料または保険金額が変更になる場合があります。

がん保険
がん補償特約セット団体総合生活補償保険
（※傷害保険とのセット加入が必要です）

特 色

●団体割引30%を適用しています。
●退職後も継続ができます。（P60参照）
●女性特定がんを手厚く補償する女性専用プランも選べます!
●抗がん剤治療特約がオプションとして追加できます。

3つのプランと1つのオプションをご用意しています。（詳しくは次ページをご覧ください）

基本プラン
がんと診断確定されたとき、入院・手術・放射線治療・診断保険金・退院時一時金を補償します。

通院付きプラン
基本プランに通院補償を上乗せします。

女性専用プラン
基本プラン・通院付きプランに女性特定がん補償を上乗せします。15歳以上の女性のみご加入いただけます。

＋

オプション
抗がん剤治療特約
約款所定のがんを発病し、そのがんの治療のため抗がん剤治療を開始した場合に保険金をお支払いする特約です。

■ 保険期間（ご契約期間）2026年 4月1日16時より1年間（毎年自動継続となります）
詳細は59ページを参照ください。

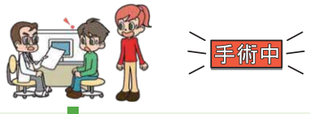
■ 加入資格
①役員・社員②役員・社員の配偶者、こども、両親、兄弟姉妹③役員・社員と同居している親族
※親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
ただし、次の条件を全て満たす方に限ります。
★①傷害保険の「X コース」「Y コース」のいずれかに加入している方。
②保険始期日時点の年齢が0歳（生後15日以上）～満89歳以下の方（女性専用プランは 満15歳以上の女性の方）。
③申込日時点で次の質問事項に該当しない方。

【質問事項】●告知日（記入日または入力日）より過去2年以内に「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたり、医師による検査・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがある。

【重要】新規加入の方　初年度契約の保険期間の開始時より前に発病したがんまたは初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待期期間といいます）を経過した日の翌日午前0時より前に発病したがんについては、保険金をお支払いできません。**既にご加入いただいている方がプランおよびコースを変更する場合は、新たな待期期間は設定されません。ただし、女性専用プラン（コースI～P）に変更する場合には、女性特定がん補償特約部分について、初年度のみ新たな待期期間90日が設定されます。**

こんなときに保険金が支払われます

基本プラン：Cコース
がんと診断・15日間継続入院・入院中に手術・退院



診断保険金	100万円
入院保険金	15万円
手術保険金	10万円
退院時一時金	10万円
合計	135万円

通院付きプラン＋抗がん剤治療特約プラン：GVコース
がんと診断・15日間継続入院・入院期間中に手術・退院後、5日間通院・抗がん剤治療（倍率2倍・1回）



診断保険金	100万円
入院保険金	15万円
手術保険金	10万円
退院時一時金	10万円
通院保険金	3万円
抗がん剤治療	10万円 ← 上乗せ
合計	148万円

基本プラン（女性専用プラン）：Kコース
特定がんと診断・15日間継続入院・入院中に手術・放射線治療・退院



診断保険金	100万円
入院保険金	15万円＋15万円
手術保険金	10万円＋10万円
放射線治療保険金	10万円＋10万円 ← 上乗せ
退院時一時金	10万円
合計	180万円

通院付きプラン（女性専用プラン）＋抗がん剤治療特約プラン：OVコース
特定がんと診断・15日間継続入院・入院中に手術・片乳房切断・退院後、5日間通院・抗がん剤治療（倍率2倍・1回）



診断保険金	100万円
入院保険金	15万円＋15万円
手術保険金	10万円＋10万円
乳房治療見舞金	25万円
退院時一時金	10万円
通院保険金	3万円
抗がん剤治療	10万円 ← 上乗せ
合計	198万円

※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「重要事項説明書」の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

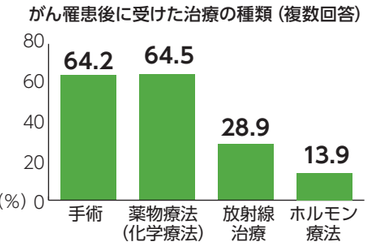
知ってほしいがん治療のこと

がんの治療は、手術・放射線治療と化学療法（抗がん剤治療）の3大治療を組み合わせておこなわれます

手術によってがんを切除するだけでなく、放射線治療や抗がん剤治療を組み合わせて治療することが一般的です。抗がん剤治療で長い期間にわたって通院することも増えてきています。

▶3大治療それぞれに備えておくことが大切です

がん罹患後に受けた治療の種類（複数回答）





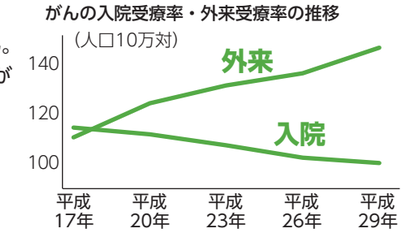
東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査（平成31年3月）」

がんの治療は、入院よりも通院によるものが増加しています

全体的に入院期間が短期化しているといわれますが、がんも例外ではありません。医療技術の発達によって身体へのダメージが軽減されてきていることもあり、今後も入院よりも通院などによる治療が中心になっていくと予想されています。

▶入院だけでなくその後の通院にも備えませんか？

がんの入院受療率・外来受療率の推移





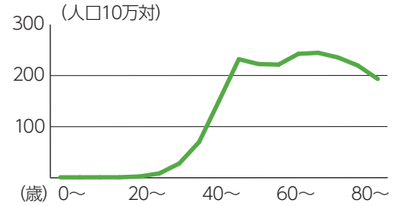
厚生労働省「患者調査」

女性の場合、乳がんや子宮がんなどの特有のがんは若い世代から罹患率が上昇します

高齢になるほど罹患率が高まるといわれているがんですが、たとえば女性の乳がんは、40歳代からリスクが上昇しています。女性ホルモンの影響もあり、がんにも女性特有のリスクがあります。

▶女性ならではのリスクに備えておきましょう

乳がんの年齢階級別罹患率





国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」全国がん登録

■ がん保険の対象となる範囲

分類項目

口唇、口腔（くう）および咽頭の悪性新生物
消化器の悪性新生物
呼吸器および胸腔（くう）内臓器の悪性新生物
骨および関節軟骨の悪性新生物
皮膚の黒色腫（しゅ）およびその他の皮膚の悪性新生物
中皮および軟部組織の悪性新生物
乳房の悪性新生物
女性生殖器の悪性新生物
男性生殖器の悪性新生物
腎尿路の悪性新生物
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
独立した（原発性）多部位の悪性新生物
上皮内新生物
真正赤血球増加症<多血症>
骨髄異形成症候群
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物のうち、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症

※対象となるがんの範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD−10（2003年版）準拠」によります。
（注）がん（悪性新生物、悪性腫瘍）と診断確定された場合のみ対象となり、良性腫瘍の場合は対象となりません。

がん保険 がん補償特約セット団体総合生活補償保険（※傷害保険とのセット加入が必要です）

■ 補償額および保険料

がん入院保険金支払対象期間　無制限、がん通院保険金支払限度日数 45 日・支払対象期間 180 日／免責期間 0 日（がん入院）
記載の保険料は、団体割引30%（被保険者（本人）数 10,000 名以上）を適用して算出しております。

プラン名		基本プラン				通院付きプラン			
コース名		A	B	C	D	E	F	G	H
補償内容		保険金額							
がん診断保険金額(注1)		30万円	50万円	100万円	200万円	30万円	50万円	100万円	200万円
がん入院保険金日額		3,000円	5,000円	10,000円	20,000円	3,000円	5,000円	10,000円	20,000円
がん手術保険金		入院中：がん入院保険金日額の10倍 入院中以外：がん入院保険金日額の5倍				入院中：がん入院保険金日額の10倍 入院中以外：がん入院保険金日額の5倍			
がん放射線治療保険金		がん入院保険金日額の10倍				がん入院保険金日額の10倍			
がん退院時一時金額		30,000円	50,000円	100,000円	200,000円	30,000円	50,000円	100,000円	200,000円
がん通院保険金日額(注2)		—	—	—	—	1,800円	3,000円	6,000円	12,000円
女性特定がん補償	特定がん入院保険金日額	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定がん手術保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定がん放射線治療保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳房治療見舞金額	—	—	—	—	—	—	—	—
被保険者満年齢（保険始期日時点）		月払保険料							
	0（生後15日以上）～4歳	60円	100円	190円	380円	70円	110円	200円	390円
	5～9歳	40円	60円	110円	210円	50円	70円	120円	220円
	10～14歳	40円	60円	100円	210円	50円	70円	110円	220円
	15～19歳	40円	60円	110円	220円	50円	70円	120円	230円
	20～24歳	50円	70円	140円	270円	60円	80円	150円	280円
	25～29歳	50円	90円	180円	340円	60円	100円	190円	350円
	30～34歳	70円	120円	230円	470円	80円	130円	240円	480円
	35～39歳	120円	190円	400円	790円	130円	200円	410円	810円
	40～44歳	210円	360円	710円	1,400円	220円	370円	730円	1,450円
	45～49歳	370円	610円	1,230円	2,440円	390円	640円	1,280円	2,550円
	50～54歳	580円	980円	1,950円	3,900円	600円	1,010円	2,010円	4,030円
	55～59歳	910円	1,530円	3,050円	6,100円	950円	1,600円	3,180円	6,360円
	60～64歳	1,300円	2,170円	4,340円	8,680円	1,360円	2,270円	4,530円	9,070円
	65～69歳	1,870円	3,110円	6,200円	12,420円	1,960円	3,250円	6,480円	12,990円

（注1）診断確定されたがんが上皮内新生物の場合も、がん診断保険金額の100%をお支払いします。　（注2）退院後翌日以降の通院が対象です。
※上記年齢以外の保険料はWEBサイトにてご確認ください。※A ～ Hコースは男性女性問わずご加入いただけます。

※プランおよびコースを変更する場合、補償内容の拡大を伴う場合については、健康状態の再告知が必要となります。

		女性専用プラン							
プラン名		基本プラン				通院付きプラン			
コース名		I	J	K	L	M	N	O	P
補償内容		保険金額				保険金額			
がん診断保険金額(注1)		30万円	50万円	100万円	200万円	30万円	50万円	100万円	200万円
がん入院保険金日額		3,000円	5,000円	10,000円	20,000円	3,000円	5,000円	10,000円	20,000円
がん手術保険金		入院中：がん入院保険金日額の10倍 入院中以外：がん入院保険金日額の5倍				入院中：がん入院保険金日額の10倍 入院中以外：がん入院保険金日額の5倍			
がん放射線治療保険金		がん入院保険金日額の10倍				がん入院保険金日額の10倍			
がん退院時一時金額		30,000円	50,000円	100,000円	200,000円	30,000円	50,000円	100,000円	200,000円
がん通院保険金日額(注2)		—	—	—	—	1,800円	3,000円	6,000円	12,000円
女性特定がん補償	特定がん入院保険金日額	3,000円	5,000円	10,000円	20,000円	3,000円	5,000円	10,000円	20,000円
	特定がん手術保険金	入院中：特定がん入院保険金日額の10倍 入院中以外：特定がん入院保険金日額の5倍				入院中：特定がん入院保険金日額の10倍 入院中以外：特定がん入院保険金日額の5倍			
	特定がん放射線治療保険金	特定がん入院保険金日額の10倍				特定がん入院保険金日額の10倍			
	乳房治療見舞金額	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円
被保険者満年齢（保険始期日時点）		月払保険料							
	0（生後15日以上）～4歳	—	—	—	—	—	—	—	—
	5～9歳	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～14歳	—	—	—	—	—	—	—	—
	15～19歳	100円	130円	220円	400円	110円	140円	230円	410円
	20～24歳	110円	140円	250円	450円	120円	150円	260円	460円
	25～29歳	110円	160円	290円	520円	120円	170円	300円	530円
	30～34歳	130円	190円	340円	650円	140円	200円	350円	660円
	35～39歳	190円	280円	530円	1,020円	200円	290円	540円	1,040円
	40～44歳	290円	460円	880円	1,700円	300円	470円	900円	1,750円
	45～49歳	460円	740円	1,460円	2,860円	480円	770円	1,510円	2,970円
	50～54歳	690円	1,150円	2,240円	4,440円	710円	1,180円	2,300円	4,570円
	55～59歳	1,020円	1,690円	3,330円	6,610円	1,060円	1,760円	3,460円	6,870円
	60～64歳	1,420円	2,340円	4,640円	9,240円	1,480円	2,440円	4,830円	9,630円
	65～69歳	1,980円	3,270円	6,480円	12,940円	2,070円	3,410円	6,760円	13,510円

女性専用プランにより、上乗せ補償となる部分です。

✚ 選べるオプション 抗がん剤治療特約

被保険者が、約款所定のがんを発病し、そのがんの治療のため抗がん剤治療を開始したときに、抗がん剤の種類に応じ、抗がん剤治療保険金額の1倍または2倍の保険金をお支払いします。（注）保険金の額は、保険期間を通じて、抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。

抗がん剤治療保険金額		5万円	
お支払いする保険金額		保険金額（5万円）×下表の倍率	
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類		倍率	保険金額
抗悪性腫瘍薬		2	10万円
内分泌法（ホルモン療法）	乳がん、前立腺がん	1	5万円
	上記以外のがん	2	10万円
免疫賦活薬		2	10万円
免疫抑制剤		2	10万円
治療用放射性医薬品		2	10万円

月払保険料		
保険金額	5万円	
コース名	V	
性別	男性	女性
0（生後15日以上）～4歳	50円	170円
5～9歳	50円	170円
10～14歳	50円	170円
15～19歳	50円	170円
20～24歳	50円	170円
25～29歳	50円	350円
30～34歳	50円	560円

月払保険料		
保険金額	5万円	
コース名	V	
性別	男性	女性
35～39歳	110円	560円
40～44歳	150円	1,360円
45～49歳	160円	2,330円
50～54歳	520円	2,940円
55～59歳	910円	2,940円
60～64歳	1,600円	2,730円
65～69歳（新規加入は65歳まで）	2,430円	2,730円

※被保険者年齢は、保険始期日時点の満年齢です。

介護サポート保険（傷害補償（MS&AD 型）特約・親介護　一時金支払特約・介護一時金支払特約・親の介護による休業補償特約セット団体総合生活補償保険）

特 色

●団体契約だから手続きが簡単・確実
●団体割引30%を適用しています。
●親の介護補償は、「代理告知」「確認して告知」での加入のため、別居の場合でも簡単なお手続きが可能です。
●親だけでなく社員本人と配偶者の介護補償プランも選べます!

基本補償：傷害死亡・後遺障害

＋

親介護一時金プラン
役員・社員または配偶者の親が所定の要介護状態になった場合に「親介護一時金」をお支払いします。

親の介護休業プラン
役員・社員または配偶者の親が所定の要介護状態になり、その介護のために役員・社員が休業した場合に、毎月最高10万円～30万円を最長18か月間お支払いします。

本人・配偶者介護一時金プラン
役員・社員または配偶者が所定の要介護状態になった場合に「介護一時金」をお支払いします。

親の介護に備える

親介護一時金プラン
親が要介護2以上の状態となった場合に、一時金を受け取ることができるプランです。
介護にかかる費用や生活の質を保つためのサポートとして活用いただけます。

要介護状態になった場合の準備はできていますか？

第一歩は、要介護状態になった場合、経済面で生活に差し障りがあるかどうかです。



◆初期段階で必要となる費用例

住宅改修費（公的介護保険制度により７割から９割支給）＋福祉用具の購入等（公的介護保険制度により７割から９割支給）＋介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合）⇒ 介護初期段階にかかる費用 平均69万円

※上記以外に個別の事情により、その他の費用が必要となります。

（出典：公益財団法人生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」より）

親の介護休業プラン
親が要介護2以上の状態となり、介護による休業を開始した際に受け取ることができるプランです。
収入の減少に備えることができます。

■介護休業補償制度と、親介護一時金・本人・配偶者介護一時金・親の介護休業との関係（イメージ）



自分と配偶者の介護に備える

本人・配偶者介護一時金プラン
自分や配偶者が所定の要介護状態となった場合に、一時金を受け取ることができるプランです。
介護は親だけとは限りません。
公的介護保険の給付対象外となる「若年層の介護が必要な状態」等も補償します。

39歳以下	40歳～60歳（第2号被保険者）
✕ 公的介護保険制度対象外	○ 加齢に伴う16種類の特定疾病を原因とする要介護（要支援）状態のみ給付対象（自己負担あり）
	✕ 上記以外は全て給付対象外

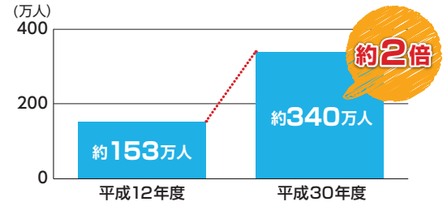
こんなときに保険金が支払われます

		本人・配偶者介護一時金プラン	公的介護保険
58歳 男性	転倒により骨折を負って入院し、杖を使用しても介助がなければ歩行が困難な状態（要介護状態）が30日を超えて継続	Q10コースに加入 ➡ 100万円	✕
35歳 男性	交通事故に遭い、下半身不随となり、事故から30日を超えた時点で歩行することができず、車椅子を使用している状態（要介護状態）が継続	Q30コースに加入 ➡ 300万円	✕

要介護2以上の認定者数 **18年間**で約2倍に増加
介護は誰にでも起こりうる問題です。



●要介護２以上の認定者数



（出典：平成30年度 厚生労働省 「介護保険事業状況報告」より）

Q「要介護2」の身体状態の目安は?

A 軽度の介護を必要とする状態をいいます。
（例）食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。
立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。
物忘れや直前の行動の理解の一部に低下が見られる。
等

（出典：生命保険文化センターホームページ「要介護度別の身体状態のめやす」より）

■要介護度別の身体状態の目安

要介護2	**軽度の介護を必要とする状態** 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	**中等度の介護を必要とする状態** 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	**重度の介護を必要とする状態** 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	**最重度の介護を必要とする状態** 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

ご加入について（ご注意ください）
・本人・配偶者介護一時金プランまたは親介護一時金プランについて、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。親の介護休業プランについて、介護対象者が死亡した場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
・引受保険会社が親介護一時金・介護一時金をお支払いする場合は、保険期間満了までの保険期間の特約保険料全額を一括して払い込んでいただく必要があります。
・親の介護休業プランの保険金額は、定期所得の平均月間額（※）の範囲内で、適正な額となるよう設定してください。なお、介護による休業補償保険金額が、被保険者の平均月間定期所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※定期所得の平均月間額とは、お申込み直前12か月における被保険者の定期所得（＊）の平均月間額をいいます。
＊定期所得とは、給与所得に係る総収入金額をいいます。ただし、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは名称を問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。

介護サポート保険

（傷害補償（MS&AD型）特約・親介護一時金支払特約・介護一時金支払特約・親の介護による休業補償特約セット団体総合生活補償保険）

ご加入にあたっては、介護に関する各社規程をよくご確認のうえコースをご選択ください。

■保険期間（ご契約期間）2026年 4月1日16時より1年間（毎年自動継続となります）

詳細は59ページを参照ください。

基本補償

■加入資格

①役員・社員　②役員・社員の配偶者（本人・配偶者介護一時金プランに加入の場合のみ）
（保険始期日時点の満年齢が69歳以下の方）

■補償額および保険料

※全てのプランにご加入時、必ず基本補償に1口ご加入いただきます。
本人・配偶者介護一時金プランは、本人・配偶者それぞれ基本補償のご加入が必要です。

基本補償／セット名	U
傷害死亡・後遺障害保険金額	75万円
月払保険料	50円

親介護一時金プラン

■加入資格

＜被保険者ご本人＞役員・社員
＜特約被保険者（親介護一時金の被保険者）＞
被保険者ご本人またはご本人の配偶者の親（同居・別居は問いません）、最大4名まで特約被保険者とすることができます。（特約被保険者の保険始期日時点の満年齢が40歳以上の方がご加入いただけます）

■補償額および保険料

・フランチャイズ期間（免責期間）：30日　・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット　・団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用

加入コース名		R1	R3	R5
補償	親介護一時金額	100万円	300万円	500万円
月払保険料	特約被保険者（親）の年齢（保険始期日時点）	特約被保険者（親）1人あたりの月払保険料		
	40～44歳	10円	20円	30円
	45～49歳	20円	50円	80円
	50～54歳	30円	100円	170円
	55～59歳	80円	230円	390円
	60～64歳	180円	530円	880円
	65～69歳	420円	1,250円	2,090円
	70～74歳	950円	2,840円	4,730円
	75～79歳	2,100円	6,310円	10,520円
	80～84歳	5,340円	16,010円	26,680円
	85～89歳	10,990円	32,980円	54,970円

※ご両親（2～4名）を設定される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります。また、保険金額は全員同額（同一の補償コース）となります。

本人・配偶者介護一時金プラン

■加入資格

①役員・社員　②役員・社員の配偶者
（保険始期日時点の満年齢が69歳以下の方）

■補償額および保険料

・フランチャイズ期間（免責期間）：30日　・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット　・団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用

加入コース名		Q10	Q30	Q50
補償	②介護一時金額	100万円	300万円	500万円
月払保険料	②被保険者ご本人の年齢（保険始期日時点）	介護一時金支払特約月払保険料		
	20～24歳	10円	20円	30円
	25～29歳	10円	20円	30円
	30～34歳	10円	20円	30円
	35～39歳	10円	20円	30円
	40～44歳	10円	20円	30円
	45～49歳	20円	50円	80円
	50～54歳	30円	100円	170円
	55～59歳	80円	230円	390円
	60～64歳	180円	530円	880円
	65～69歳	420円	1,250円	2,090円

親の介護休業プラン

■加入資格

＜被保険者ご本人＞役員・社員（保険始期日時点の年齢が満59歳以下の方）
＜介護対象者（親の介護休業の被保険者）＞
被保険者ご本人またはご本人の配偶者の親（同居・別居は問いません）、最大4名まで介護対象者とすることができます。（介護対象者の保険始期日時点の満年齢が40歳以上の方がご加入いただけます）

・親の介護休業プランは役員・社員本人が介護による休業を開始した場合に保険金をお支払いします。
各社の介護に関する規程をご確認いただき、規程に沿ったプランをご選択ください。（例：休業期間が93日と規程されている場合、S10、S20、S30（てん補期間3か月）コースをご選択いただけます。また、休業期間が1年の場合、てん補期間が3、6、12か月のコースからご選択いただけます。）

■補償額および保険料

・免責期間：0日　・要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）セット　・団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用

加入コース名		てん補期間3か月			てん補期間6か月		
		S10	S20	S30	T10	T20	T30
補償	介護による休業補償 保険金額（月額）	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円
月払保険料	介護対象者（親）の年齢（保険始期日時点）	介護対象者（親）1人あたりの月払保険料					
	40～44歳	10円	10円	10円	10円	10円	10円
	45～49歳	10円	10円	10円	10円	20円	20円
	50～54歳	10円	20円	30円	20円	30円	50円
	55～59歳	20円	40円	70円	40円	80円	120円
	60～64歳	50円	100円	150円	90円	180円	280円
	65～69歳	120円	240円	360円	220円	440円	650円
	70～74歳	270円	540円	810円	490円	990円	1,480円
	75～79歳	600円	1,200円	1,800円	1,100円	2,200円	3,310円
	80～84歳	1,560円	3,120円	4,680円	2,860円	5,720円	8,580円
	85～89歳	3,160円	6,320円	9,480円	5,790円	11,580円	17,380円

加入コース名		てん補期間12か月			てん補期間18か月		
		W10	W20	W30	Z10	Z20	Z30
補償	介護による休業補償 保険金額（月額）	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円
月払保険料	介護対象者（親）の年齢（保険始期日時点）	介護対象者（親）1人あたりの月払保険料					
	40～44歳	10円	10円	20円	10円	20円	20円
	45～49歳	10円	30円	40円	20円	30円	50円
	50～54歳	30円	60円	90円	40円	80円	110円
	55～59歳	70円	140円	210円	90円	180円	270円
	60～64歳	160円	310円	470円	200円	400円	600円
	65～69歳	370円	740円	1,110円	480円	950円	1,430円
	70～74歳	840円	1,680円	2,520円	1,080円	2,160円	3,240円
	75～79歳	1,870円	3,750円	5,620円	2,410円	4,820円	7,220円
	80～84歳	4,860円	9,720円	14,580円	6,250円	12,500円	18,750円
	85～89歳	9,840円	19,690円	29,530円	12,660円	25,310円	37,970円

※ご両親（2～4名）を設定される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります。また、保険金額は全員同額（同一の補償コース）となります。

加入例・保険料例

基本補償（U）
社員Aさん
【月払保険料】50円

＋

親介護一時金プラン　合計3,050円
R1コース　100万円
Aさんの父（75歳）【月払保険料】2,100円
Aさんの母（73歳）【月払保険料】950円

＋

親の介護休業プラン　合計2,710円
W10コース　10万円（てん補期間12か月）
Aさんの父（75歳）【月払保険料】1,870円
Aさんの母（73歳）【月払保険料】840円

＋

本人・配偶者介護一時金プラン　合計110円
Aさん（45歳）
Q30コース　300万円　【月払保険料】50円
Aさんの配偶者（40歳）
基本補償（U）　【月払保険料】50円
Q10コース　100万円　【月払保険料】10円

▶ 合計保険料 5,920円

※記載の保険料は、団体割引30%（被保険者（本人）数10,000名以上）、損害率による割引10%および大口契約割引10%（基本補償の被保険者ご本人に対する傷害死亡・後遺障害部分のみ）を適用して算出しております。次年度以降、損害率の適用条件の見直しにより損害率による割増引が変更になり保険料または保険金額が変更になる場合があります。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「重要事項説明書」の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
※本保険は給与明細上、『物品購入』の欄に表示されることがあります。

賠償責任保険とその他のリスク

特色
- ●一般の契約よりも約43.3%割安です。
（団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%を連乗したものです。）
- ●最高３億円の補償で安心です。（個人賠償責任保険）
- ●日本国内の事故の場合、示談交渉サービス付きで安心です。（個人賠償責任保険）

■ **保険期間**（ご契約期間）2026年 4月1日16時より1年間（毎年自動継続となります）
詳細は59ページを参照ください。

■ **加入資格** 役員・社員
※役員・社員本人が加入することによって、下記『被保険者』全員が、日常生活賠償保険金または受託物賠償責任保険金の補償の対象となります。

■ **被保険者**（補償の対象となる方）
傷害死亡・後遺障害保険金：役員・社員
日常生活賠償保険金・受託物賠償責任保険金：役員・社員（記名被保険者）ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族※・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子
（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
※親族とは、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。

個人賠償責任保険（傷害補償(MS&AD型)特約・日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険）

日本国内・海外を問わず、日常生活中において、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたり、日本国内において電車等が運行不能となったことによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。

コース名	傷害死亡・後遺障害保険金額	日常生活賠償保険金額	月払保険料
Z	20万円	3億円（免責金額0円）	110円

こんな事故のときに保険金が支払われます（金額は一例）

旅行先のホテルでお風呂があふれ、漏水により階下に損害を与えた

階下の絨毯(ジュウタン)や電化製品の故障
壁紙交換などで…
300万円の支払い!!

自転車で誤って人にぶつかり、ケガをさせた

相手に重い後遺症が残ってしまい…
9,500万円の支払い!!



買物中に誤って商品に触れて落としてしまった

高価な食器セット一式を割ってしまい…
15万円の支払い!!



（注）上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「重要事項説明書」の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービスがご利用になれます。
◆話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
万一事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

受託物賠償責任保険（傷害補償(MS&AD型)特約・受託物賠償責任補償特約セット団体総合生活補償保険）

受託物賠償責任保険
他人から預かったものや借りたものを損壊・紛失・盗難され、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。（免責金額5,000円）



▲借りていたゲーム機を破損してしまった



▲借りていた洋服やカバンを盗まれた

コース名	傷害死亡・後遺障害保険金額	受託物賠償責任保険金額	月払保険料
Z2	100万円	30万円	90円

・被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。（注）上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
記載の保険料は、団体割引30%（被保険者(本人)数10,000名以上）、損害率による割引10%および大口契約割引10%を適用して算出しております。次年度以降、損害率の適用条件の見直しにより損害率による割増引が変更になり保険料または保険金額が変更になる場合があります。

特色
- ●一般の契約よりも約43.3%割安です。
（団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%を連乗したものです。）
- ●趣味やライフスタイルに合わせて補償が選べます。

■ **保険期間**（ご契約期間）2026年 4月1日16時より1年間（毎年自動継続となります）
詳細は59ページを参照ください。

■ **加入資格** ①役員・社員 ②役員・社員の配偶者、こども、両親、兄弟姉妹 ③役員・社員と同居している親族
※親族とは、６親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

携行品損害保険（傷害補償(MS&AD型)特約・携行品損害補償特約セット団体総合生活補償保険）

自宅敷地外で携行する身の回り品に発生した不測かつ突発的な事故による損害を補償します。（免責金額3,000円）
1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計５万円）が限度となります。

■被保険者（補償の対象となる方）
傷害死亡・後遺障害保険金：加入されたご本人
携行品損害保険金：加入されたご本人



▲公園でカメラを誤って落として壊してしまった



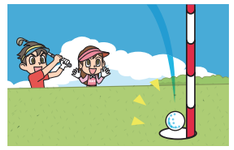
▲外出中にカバンを盗まれた

コース名	傷害死亡・後遺障害保険金額	携行品損害保険金額	月払保険料
Z3	100万円	50万円	280円

携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具など保険の対象に含まれない物があります。詳細は【重要事項説明書】の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ホールインワン・アルバトロス費用保険（傷害補償(MS&AD型)特約・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約セット団体総合生活補償保険）

ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会費用などを補償します。※1



▲ホールインワンを達成し、祝賀会をあげた



■被保険者（補償の対象となる方）
傷害死亡・後遺障害保険金：加入されたご本人
ホールインワン・アルバトロス費用保険金：加入されたご本人

コース名	傷害死亡・後遺障害保険金額	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	月払保険料
Z4	100万円	100万円	880円

※1 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃※2したものに限ります。
①同伴競技者　②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます。同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など)
＊上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。
・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃※2がある場合
・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
＊キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃※2がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。
※2 目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。

救援者費用等保険（傷害補償(MS&AD型)特約・救援者費用補償特約セット団体総合生活補償保険）

被保険者が重大な事故にあわれた場合のご家族駆けつけ費用や捜索救助費用などを補償します。



▲海外旅行中に重大な事故にあい、家族が駆けつけた



▲山登りで遭難した
※ピッケル等の登山用具を使用した山登りは補償対象外です。

■被保険者（補償の対象となる方）
傷害死亡・後遺障害保険金：加入されたご本人
救援者費用等保険金：保険契約者、救援対象者および救援対象者の配偶者・親族

コース名	傷害死亡・後遺障害保険金額	救援者費用等保険金額	月払保険料
Z5	100万円	1,000万円	120円

長期収入サポート保険（団体長期障害所得補　償保険）

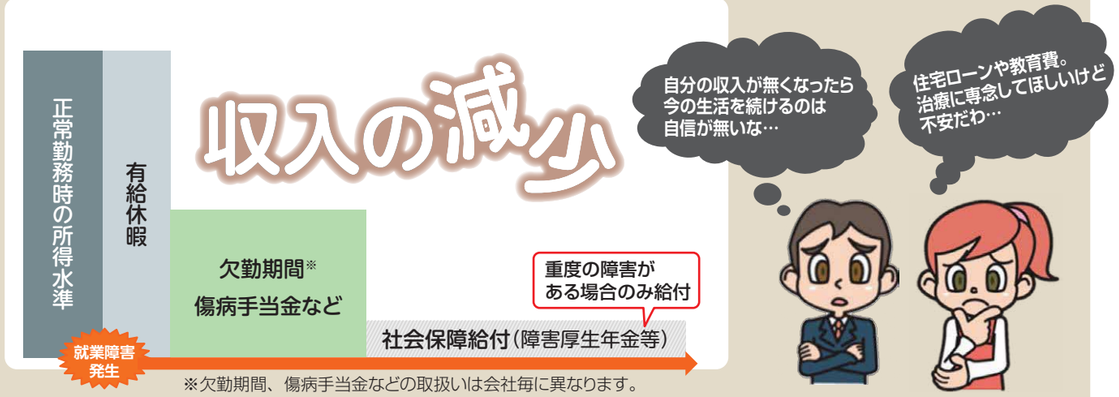
特 色

- ●30%の団体割引を適用しています。
- ●ケガや病気により長期間にわたり仕事ができなくなった場合に、最長で60歳まで収入を補償する制度です。
- ●最大10口まで加入できます!

1 もし、長期間働けなくなったら…

― 私傷病の場合の社会保障の給付について ―

□ 有給休暇等会社からの支給が終了した後は、健康保険の傷病手当金の給付を受けることができます。
□ その後は所定の重度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます。

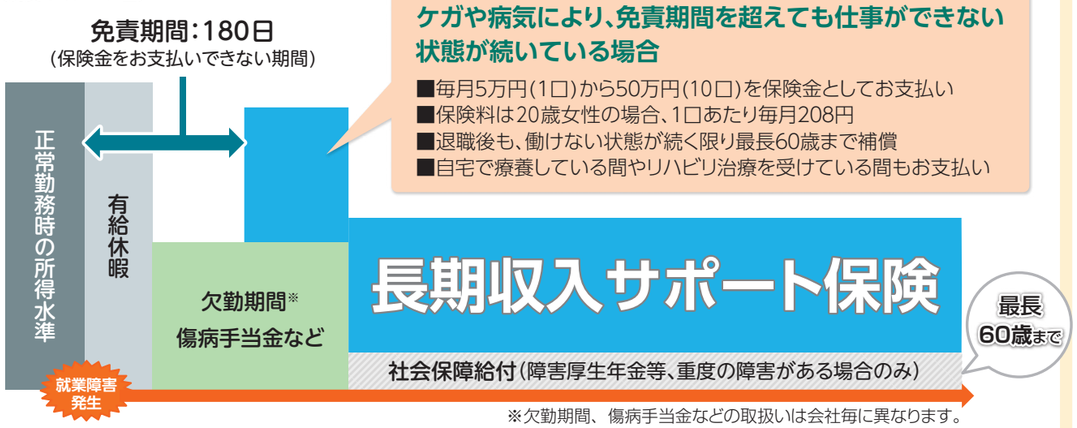


※欠勤期間、傷病手当金などの取扱いは会社毎に異なります。

2 長期収入サポート保険があれば…

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったら▶**最長60歳まで収入を補償!**

〔制度のイメージ図〕



※欠勤期間、傷病手当金などの取扱いは会社毎に異なります。

■てん補期間は60歳に達した日（※）までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。
（※）60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。
■精神障害による就業障害のてん補期間（保険金をお支払いする期間）は2年間が限度となります。

3 長期収入サポート保険の特長

最長60歳までの長期補償

ケガや病気により、免責期間※を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60歳まで収入を補償します。
※免責期間とは、補償の対象とならない期間をいいます。

一部復職後も補償

一部復職していても収入が20%超減少している場合には、その減少割合に応じて継続して（最長60歳まで）補償します（保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません）。

国内外を問わず補償

国内外を問わず、24時間補償します。また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

★精神障害を原因とする就業障害も最長2年間補償されます。
★天災（地震・噴火・津波）によって被った身体障害による就業障害も補償されます。（最長60歳まで）
★就労支援トータルサービスがセットされます。メンタルご相談、健康・医療・介護ご相談等を24時間365日無料で受けられます。

4 保険料は20歳女性の場合、月々 208円

1口あたりの保険金額：月額5万円　加入限度口数：10口

1口（月額5万円）あたりの月払保険料

コース名	W	
年齢（保険始期日時点）	男性	女性
20～24歳	317円	208円
25～29歳	325円	273円
30～34歳	350円	357円
35～39歳	420円	507円
40～44歳	603円	790円
45～49歳	821円	1,054円
50～54歳	993円	1,177円
55～59歳	935円	981円

記載の保険料は団体割引30%（被保険者数が10,000名以上）でご加入いただいた場合の保険料です。
精神障害補償特約・天災危険補償特約セット

≪ご加入口数の設定について≫　ご注意ください



- ●10口以下で設定してください。
- ●「口数×5万円×12」が年収の50%以内になるように設定してください。

≪加入例:40歳 男性の場合≫月額5万円×5口の場合



家族のことを考えて、月額25万円補償されるプランにしよう
保険料1口あたり603円×5口=
月々の保険料 3,015円

・身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態が続いている場合は・・・
最長60歳（精神障害は最長2年間）まで※毎月25万円が支払われます。
・復職され、収入が一部回復（所得喪失率20%超の場合）してもその減少割合に応じて保険金が支払われます。

■ **保険期間**（ご契約期間）2026年 4月1日16時より1年間（毎年自動継続となります）
詳細は59ページを参照ください。

■ **加入資格** ①役員・社員②保険始期日時点の年齢が満59歳以下の方③告知日時点で正常に勤務されている方
※ただし、申込み時点で告知事項に該当する方は、ご加入できません。
※欠勤等があっても収入が減少しない役員等はご加入できません。

複数契約がある場合のご注意

同様の保険契約等が複数ある場合の注意点を記載したものです。改めて、下記<ご注意点>等をご確認いただきますようお願いいたします。
（再確認をお願いするものであり、ご加入いただいたプランの見直しや他の保険契約の解約等を促すものではありません。）

〈ご注意点〉
①他の所得補償保険に加入している場合、その保険金と今回ご加入の「長期収入サポート保険」の保険金の合算月額が前年の年収（※）の平均月額を超える場合、超えた金額について保険金のお支払い額が減額される可能性があります。
※前年の年収とは、就業障害開始直前12か月間の所得（原則として賞与を含む）の合計額です。給与所得以外のその他収入や交通費等は除外されます。
②今回ご加入の「長期収入サポート保険」と他の所得補償保険は、「免責期間」「てん補期間（補償期間）」「セットされる特約の種類」等の補償内容が異なる場合があります。
上記①②を踏まえ、ご加入の口数を再確認ください。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「重要事項説明書」の「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
※本保険は給与明細上、『物品購入』の欄に表示されることがあります。

（2025年11月承認）A25-102270

「団体総合生活補償保険」ご加入のお客さまへ

令和7年10月1日以降保険始期用

あいおいニッセイ同和損保　全力サポート宣言

団体総合生活補償保険 サービスのご案内



ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、サービス専用ダイヤル、サービスご利用番号はご加入後に交付される「加入者証」に記載されています。

傷害補償特約 セットの方はこちら

疾病補償特約
がん補償特約
親介護一時金支払特約
親の介護による休業補償特約 セットの方はこちら

傷害補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方：傷害補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。

生活安心サポート　ご利用日・ご利用時間

健康・医療ご相談（24時間 365日）

- **健康・医療のご相談**　ケガ・病気や健康状態に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス
 ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関することに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
 （注）緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
- **病院情報のご提供**　いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供
 近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。
 （注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
- **夜間休日医療機関情報のご提供**　夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供
 夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
 （注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

ホームヘルパーサポート（平日9～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））

- **ホームヘルパー業者のご紹介**　家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介
 シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。
 （注1）ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
 （注2）一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（平日13～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））

- **法律のご相談**　日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス
 相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
 （注1）一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
 （注2）既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- **税務のご相談**　日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス
 医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
 （注）一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方：疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

医療カウンセリングサービス　ご利用日・ご利用時間

セカンドオピニオンのご相談（平日 9～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））

セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス
※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです（第二の意見）。

専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン（三者間通話）で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。
（注1）このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。
（注2）緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
（例）明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不十分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

健康安心サポート　ご利用日・ご利用時間

健康検診サービス（平日 9～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））

- **人間ドック施設のご紹介**　優待
 病気の早期発見のために、最寄りの提携人間ドック施設をご紹介します。
 （注）地域によってはご紹介できない場合があります。
- **PET検診施設のご紹介**　優待
 がんの早期発見に有効な最新の診断装置PETで検診を行う施設をご紹介します。
 （注）地域によってはご紹介できない場合があります。

介護安心サービス

- **介護安心相談**（24時間 365日）
 介護に関する一般的なご相談や、介護者の悩みのご相談に、経験豊富な専門スタッフが電話でアドバイスします。
- **介護に関する業者・施設情報のご提供**（平日 9～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））
 介護に関する提携業者や、介護保険施設・有料老人ホームなどの介護施設の情報をご提供します。
- **認知症TESTER（テスター）**（24時間 365日）　電話で
 電話で約20問の簡単な質問に答えるだけで、自宅でできる認知症チェックサービスをご提供します。
 （注）ご利用は自動音声応答（IVR）となります。

メンタルご相談（平日 10～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））

- **メンタルヘルスのご相談**
 人間関係、家庭問題、職場の悩み、漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
 （注）治療に関するご相談はお受けできません。

健康・医療ご相談（24時間 365日）

- **健康・医療のご相談**
 日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なご相談などに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
 （注）緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
- **病院情報のご提供**
 近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。
 （注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
- **夜間休日医療機関情報のご提供**
 夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
 （注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（平日 13～17時（土日祝日、12/29～1/5を除きます））

- **法律のご相談**
 相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
 （注1）一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
 （注2）既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- **税務のご相談**
 医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
 （注）一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

優待　提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

全ての被保険者（補償の対象となる方※）は下記サービスをご利用いただけます。
※本サービスについては特約被保険者・介護対象者など、各特約の補償対象となる方を含みます。
（注）包括契約・商品付帯契約・準記名式契約は、利用できません。

CareWiz トルト for me をご利用いただけます。
・スマートフォンなどを使用してご利用いただくサービスです。
・年齢、性別、代表証券番号、加入者番号-識別コードの入力が必要です。

詳しくは裏面をご確認ください。

＜ご注意＞　保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「団体総合生活補償保険サービスご利用規約」でご確認ください。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

団体総合生活補償保険　サービスご利用規約

第１条[規約の目的等]

（1）この規約は、第２条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する団体総合生活補償保険サービス（以下「サービス」といいます。）の事項を定めたものです。
（2）利用対象者（第３条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。）は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
（3）このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第２条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。
ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約（準記名式契約特約セット契約、共同保険非幹事契約等）は提供対象契約となりません。

第３条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者とします。ただし、親介護一時金支払特約セットの場合、第５条[サービスの内容]③c.介護安心サービスについてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者とします。

第４条[利用番号の管理]

（1）利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
（2）当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第５条[サービスの内容]

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セットされる特約	提供するサービス
傷害補償特約	①生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約 または親の介護による休業補償特約	②医療カウンセリングサービス ③健康安心サポート

①生活安心サポート（傷害補償特約セット契約）
a.健康・医療ご相談

提供サービス	内　容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

b.ホームヘルパーサポート

提供サービス	内　容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介します。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

c.暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談

提供サービス	内　容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

②医療カウンセリングサービス（疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約）

提供サービス	内　容
セカンドオピニオンのご相談	セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。 ※このサービスは医師の診断を受けていることが利用の条件となります。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

③健康安心サポート（疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約）
a.健康検診サービス

提供サービス	内　容
人間ドック施設のご紹介	最寄りの人間ドック施設を紹介します。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
ＰＥＴ検診施設のご紹介	小さながんを発見できる最新の診断装置ＰＥＴ（Positron Emission Tomography＝陽電子放射断層撮影）で検診を行う施設を紹介します。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。

b.健康・医療ご相談

提供サービス	内　容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関することなど、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

c.介護安心サービス

提供サービス	内　容
介護安心相談	介護に関する悩みに専門スタッフが電話でアドバイスします。
介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。
認知症TESTER（テスター）	電話で、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※利用は自動音声応答（IVR）となります。

d.メンタルご相談

提供サービス	内　容
メンタルヘルスのご相談	“こころの悩み”に臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。

e.暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談

提供サービス	内　容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

第６条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）は、サービスの提供を行いません。
①公序良俗に反する行為
②法令に違反する行為
③第三者（当社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。）
④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
⑥営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する行為
⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第７条[サービス提供時の責任]

（1）このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
（2）利用対象者自身が、第三者（当社を含みます。）に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第８条[サービスの変更・中止・終了]

（1）このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
（2）当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
（3）利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第９条[個人情報の取扱い等]

（1）利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
（2）提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則　この規約は令和7年10月1日現在のものです。

認知症TESTER（テスター）は、ダイヤル・サービス（株）が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

CareWiz トルト for me

歩行機能分析　利用料無料

歩行機能分析 歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案

利用者のスマートフォンなどで「歩行動画を撮影する」ことによって身体機能分析（速さ/よこゆれ/かたむきなどを元にAIが分析）を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。



ご利用の流れ

1 アクセス
スマートフォンなどでCareWiz トルト for meへアクセス
※QRコードはご加入後にお渡しするサービスガイドをご確認ください。
※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。



2 必要事項を入力
・「利用規約」を押下し、表示される利用規約をご確認ください。
・確認後、年齢、性別を入力し「次へ」ボタンを押下ください。
・代表証券番号、加入者番号−識別コードを入力し「次へ」ボタンを押下ください。



3 歩行動画を撮影
・画面に表示されている流れに沿って歩行動画を撮影します。
・「個人情報」を押下し、表示される「個人情報の同意」をご確認ください。
・確認後、「個人情報に同意して」の□部分にチェックを入れ、「録画に進む」ボタンを押下してください。
・撮影の準備ができましたら「録画を開始する」ボタンを押下して歩行動画を撮影します。



4 分析結果とおすすめのトレーニングなどをご案内
・分析が終わりましたら「結果を見る」ボタンを押下ください。
・分析結果とおすすめのトレーニング方法などが表示されます。



口腔機能分析　利用料無料

口腔機能分析 口腔機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案

利用者のスマートフォンなどで「”パ・タ・カ”と発音する音声を録音する」ことによって口腔機能分析（滑らかさ/安定性/舌の能力/舌の能力などを元にAIが分析）を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。



ご利用の流れ

1 アクセス
スマートフォンなどでCareWiz トルト for meへアクセス
※QRコードはご加入後にお渡しするサービスガイドをご確認ください。
※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。



2 必要事項を入力
・「利用規約」を押下し、表示される利用規約をご確認ください。
・確認後、年齢、性別を入力し「次へ」ボタンを押下ください。
・代表証券番号、加入者番号−識別コードを入力し「次へ」ボタンを押下ください。



3 録音開始
・画面に表示されている流れに沿って録音を開始します。
・「個人情報」を押下し、表示される「個人情報の同意」をご確認ください。
・確認後、「個人情報に同意して」の□部分にチェックを入れ、「録音を開始する」ボタンを押下してください。
・「録音中」の画面に遷移しましたら“パ・タ・カ”と10回声に出してください。



4 分析結果とおすすめのトレーニングなどをご案内
・分析が終わりましたら「結果を見る」ボタンを押下ください。
・分析結果とおすすめのトレーニング方法などが表示されます。



※ 上記サービス概要ならびに画面イメージは2025年3月時点のものであり、実際にご提供する内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

⚠ ・サービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。　・サービスは、当社が委託している株式会社エクサホームケアがご提供します。
・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報等を当社に開示することがあります。サービス内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、各種サービスページの利用規約でご確認ください。

「GLTD」をご契約のお客さまへ

加入者さま用

平成25年10月1日
以降保険始期用
（令和2年4月1日改定版）

「GLTD（Group Long Term Disability）」は団体長期障害所得補償保険の略称です。

あいおいニッセイ同和損保　全力サポート宣言

団体長期障害所得補償保険サービスのご案内



就労支援トータルサービス

ご利用いただける方は、「GLTD」ご加入のお客さま（被保険者）となります。

⚠ ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者（補償の対象となる方）のお名前の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、フリーダイヤル、サービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」に記載されています。

メンタルご相談

※ご相談内容について勤務先にお知らせすることはありません。

ご利用日・ご利用時間

メンタル相談サポート
24時間 365日

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10～17時）。
（注）治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート
24時間 365日

Webで提供する健康・介護チャンネル※でストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。　※裏面をご参照ください。
メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
（注1）治療に関するご相談はお受けできません。
（注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

ご利用日・ご利用時間

健康・医療・介護のご相談
24時間 365日

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）
Webをご利用の場合：24時間365日

最寄りの人間ドック施設などをご紹介します。
電話またはWeb（健康・介護チャンネル※）でご利用いただけます。　※裏面をご参照ください。
（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供
24時間 365日

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
（注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

各種手続きご相談

ご利用日・ご利用時間

税務・フィナンシャルサポート
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。
（注）一般的なご質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供
平日 10～17時
（土日祝日、12/29～1/5を除きます）

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

＜ご注意＞　保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談等に必要な情報を当社に開示することがあります。
サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「就労支援トータルサービスご利用規約（抜粋）」でご確認ください。

「健康・介護チャンネル」のご案内

Web（インターネット）による「健康・介護チャンネル」をご利用いただけます。

健康・介護チャンネルでは、従業員さまとご家族様に役立つ、健康・医療・介護に関するさまざまな情報をご提供しています。また、従業員さま向けの「メンタルITサポート」、「セルフ健康診断サポート」がご利用いただけます。

⚠ URLおよびサービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認いただけます。

「メンタルITサポート」ご利用方法
①ストレスのセルフチェック等
・トップ画面下段にある「あなたの街の安心マップ」→「気になる症状・病気チェック」をご利用ください。
②メンタル相談
・トップ画面→「「お悩み相談」こちらから」→「メンタル相談フォームはこちら」
「セルフ健康診断サポート」ご利用方法
・トップ画面→「人間ドック実施医療機関検索」

就労支援トータルサービスご利用規約　（抜粋）

第1条[規約の目的等]

（1）この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「就労支援トータルサービス」（以下「サービス」といいます。）の事項を定めたものです。
（2）利用対象者（第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。）は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
（3）このサービスは、当社が委託する、株式会社ライフケアパートナーズ、ダイヤル・サービス株式会社、アイエムエフ株式会社、MS＆ADインターリスク総研株式会社（以下、提携サービス会社といいます。）が、この規約に従い提供します。
（4）「ストレスチェックサポート」の利用については別に定めるVert Eye利用規約の諸条件も適用します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体長期障害所得補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

（1）利用対象者は、保険契約者または被保険者とします。
（2）「ストレスチェックサポート」の利用対象者は「GLTD（団体長期障害所得補償保険）全員加入型」の保険契約者とします。

第4条[サービスご利用番号、URL、ID、パスワードの管理]

（1）利用対象者は、このサービスの利用のために付与されたサービスご利用番号、URL、ユーザーIDおよびパスワード（以下、利用番号等といいます。）の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号等を使用させてはなりません。
（2）当社は、利用番号等が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービスの内容は次の①および②のとおりとします。ただし、任意加入型については①のサービスを提供しません。

①人事労務担当者さま向けサービス
＜略＞※詳細は人事労務担当者さま向けにご案内します。

②従業員さま向けサービス
a. メンタルご相談

提供サービス	内　容
メンタル相談サポート	“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。
メンタルITサポート	ホームページ上でのストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等を提供します。

b. 健康・医療・介護ご相談

提供サービス	内　容
健康・医療・介護のご相談	健康や医療に関する相談、介護に関する悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
セルフ健康診断サポート	最寄りの人間ドック施設などを紹介します。 ※各種検診・サービスの費用は、サービス利用者の自己負担になります。
病院情報のご提供	全国約16万件のデータベースより、お探しの全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

c. 各種手続きご相談

提供サービス	内　容
税務・フィナンシャルサポート	税務に関する相談に、税理士による電話相談を利用いただけます（予約制）。 ※一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。
公的給付申請サポート	障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
福祉情報のご提供	お住まいの地域の福祉情報を専門スタッフが電話で案内します。

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合（該当するおそれのある場合も含みます。）は、サービスの提供を行いません。
①公序良俗に反する行為
②法令に違反する行為
③第三者（当社を含みます。）に不利益を与える行為（誹謗（ひぼう）・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。）
④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
⑥営利を目的（商業目的）としてこのサービスを利用する行為
⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

（1）このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
（2）当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
（3）利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

（1）このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
（2）利用対象者自身がサービス利用にあたり、虚偽の報告や利用番号等の漏えい、その他の不正な行為により第三者（当社を含みます。）に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第9条[企業情報および個人情報の取扱い等]

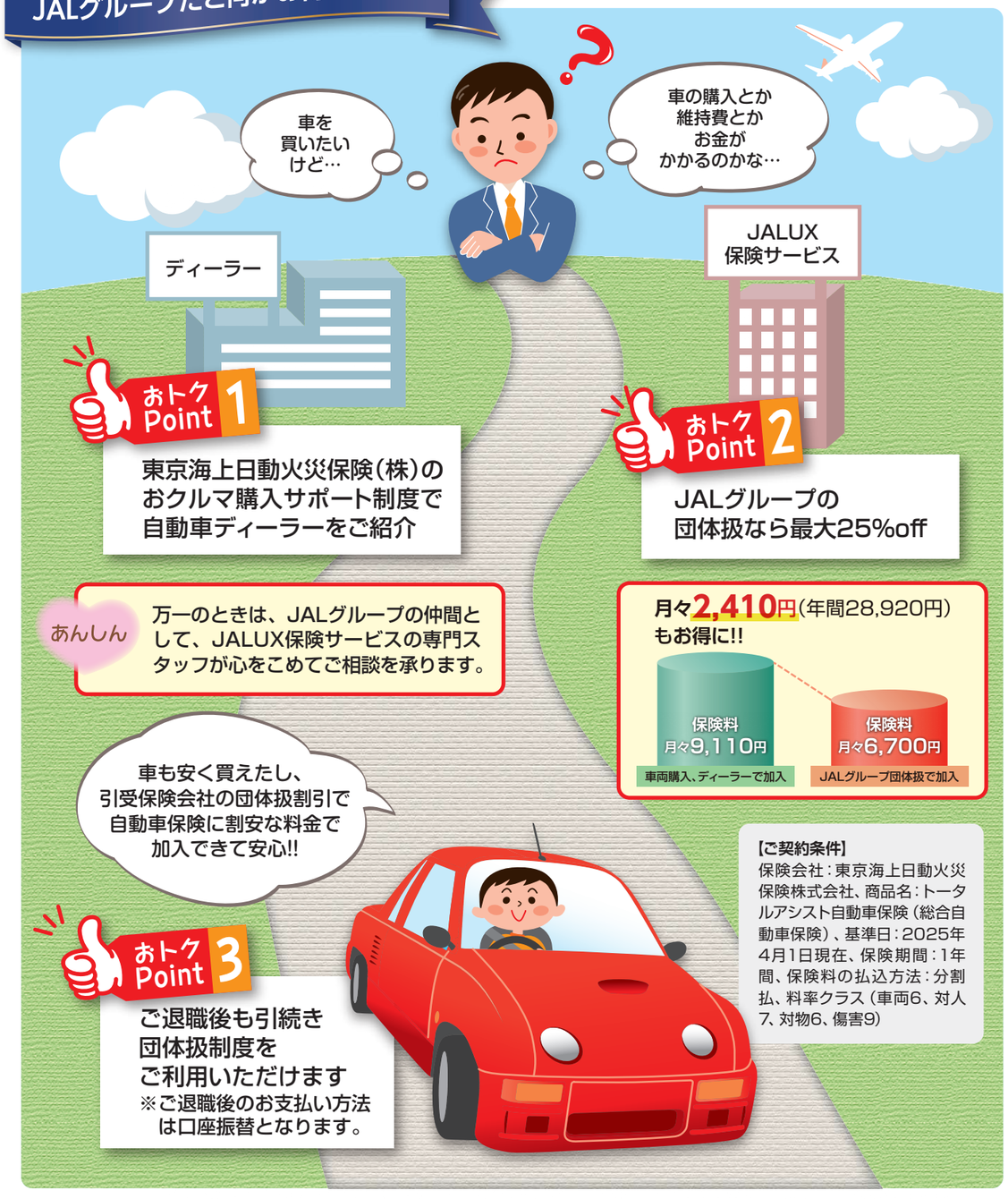
（1）利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
（2）提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。
（3）第7条における損害には情報漏えいを含み、当社および提携サービス会社は責任を負うものではありません。

附則　この規約は令和2年4月1日現在のものです。

【その他の保険】JALグループ団体扱　自動車保険

≪随時加入できます≫

JALグループだと何がお得なの？



※上記保険料例はあくまでも一例であり、保険料はご年齢、補償内容等により異なります。
ご契約条件につきましては、取扱代理店までお問合わせください。

スマートフォン・パソコンから簡単に見積り依頼ができるようになりました。

アクセスはこちらから!

https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pckb-lhtbmc-6313a38b466f33d231375d35017ada79



必要事項を
入力し、
送信！

自動車保険証券（表裏両面）をお送りください。(※1)

■加入資格

・保険契約者　：社員本人*にかぎります。（配偶者、お子さまなどが保険契約者になることはできません）
・記名被保険者：社員本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の扶養親族
・車両所有者　：社員本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の扶養親族

＊：JALグループに勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方

■保険料払込方法

・給与引落しにかぎります（月払・一時払（年払）が選べます）。引落し時期は、JALUX保険サービスまでご確認ください。
※クレジットカードでのお支払いはできません。

（※1）当代理店は、ご提供いただいた個人情報を、引受保険会社より委託を受けて行う損害保険の募集および付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただきます。各保険会社における個人情報の取扱い等については、各保険会社のホームページをご参照ください。
・P53～P54は団体扱制度の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各商品パンフレットおよび「重要事項のご説明（重要事項説明書）契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（約款）をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
・ノンフリート等級割引後の保険料からさらに最大25%割引となります。
・割引率は引受保険会社によって異なります。詳しくは取扱代理店にお問合せください。
・団体扱割引最大25%は、2025年4月1日から2026年3月31日の間に始期日を有するご契約に適用されます。
割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。
・団体扱の対象となる方について：団体扱の対象となる方の範囲や団体扱の特約失効時の取扱いについては取扱代理店にお問合わせください。
保険期間の中途で保険契約者が上記加入資格のいずれかに合致しなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
・団体扱に関するご注意：退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、勤務先が資本関係の変更等により本制度で定められたグループ会社でなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足の場合等により団体扱の特約が失効した場合で、保険料を分割して払い込まれている際には、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
保険金請求状況等によりお引受をお断りする場合がございます。

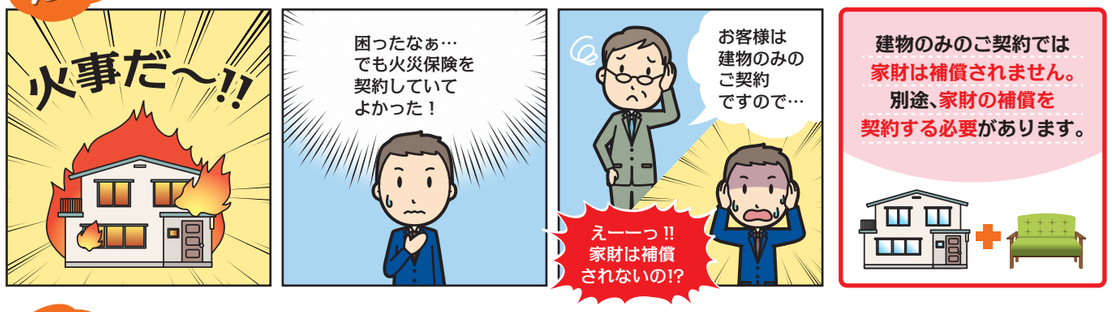
【引受保険会社】　あいおいニッセイ同和損害保険(株)【承認番号】(2025年11月承認)A25-102270
東京海上日動火災保険(株)【募文番号】25TX-003345 2025年10月
三井住友海上火災保険(株)　【確認済】2025年9月
損害保険ジャパン(株)【確認済】2025年9月
大同火災海上保険(株)【承認番号】L25-24(2025/10/2)
【取扱代理店】　(株)JALUX保険サービス(幹事代理店)(株)JALUX　保険部(非幹事代理店)の2社による共同募集方式です。

【その他の保険】JALグループ団体扱　火災保険

≪随時加入できます≫

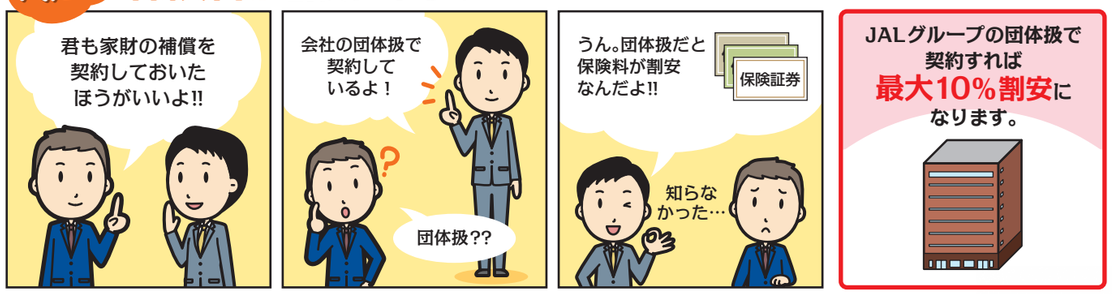
あなたの火災保険、大丈夫ですか?

えっ! 家財が補償されないの!?



建物のみのご契約では
家財は補償されません。
別途、**家財の補償を**
契約する必要があります。

へえ〜 保険料が割安になるの!?



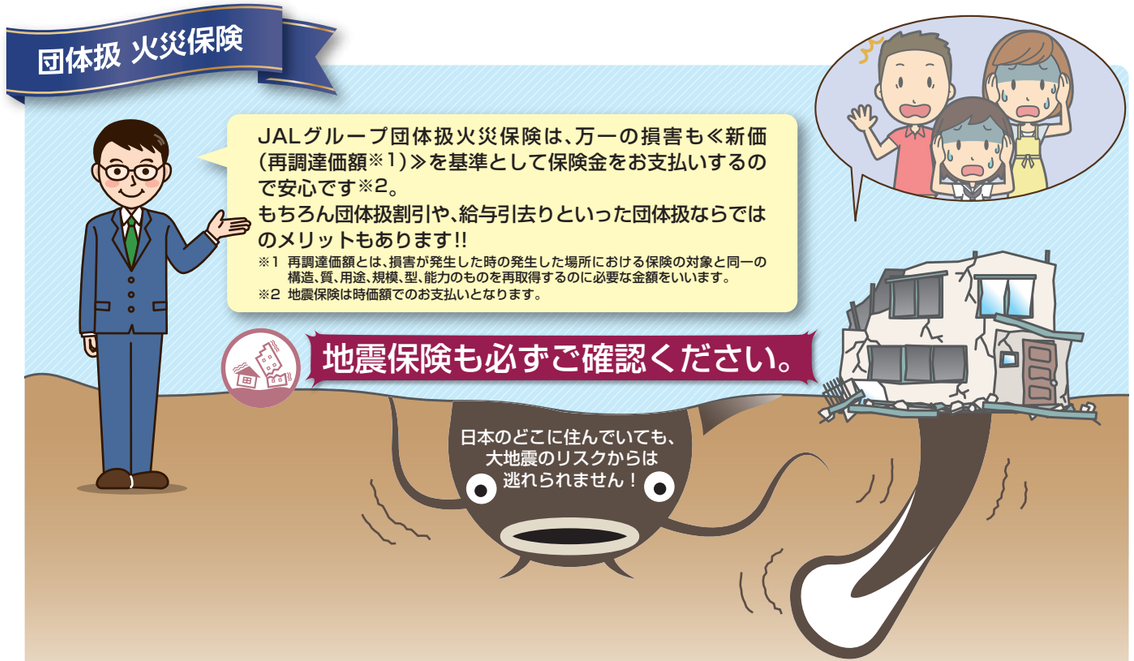
JALグループの団体扱で
契約すれば
最大10%割安に
なります。

「地震保険」は、本割引の
適用対象外となります。

だから いざというときのために 家財も保険の対象とすることをオススメいたします。



団体扱 火災保険



スマートフォン・パソコンから簡単に見積り依頼ができるようになりました。

アクセスはこちらから!

https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=pckb-lbqioj-40040323016b841011297e6250d8d8b9



必要事項を
入力し、
送信！

■加入資格

・保険契約者：社員本人*にかぎります。（配偶者、お子さまなどが保険契約者になることはできません）
・被保険者　：社員本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の扶養親族

＊：JALグループに勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方

■保険料払込方法

・給与引落しにかぎります（月払・一時払（年払）が選べます）。引落し時期は、JALUX保険サービスまでご確認ください。
※クレジットカードでのお支払いはできません。
※長期一括払はできません。

・P55〜P56は団体扱制度の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず各商品パンフレットおよび「重要事項のご説明（重要事項説明書）契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（約款）をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
・大口団体扱割引最大10%は、保険期間の始期日が2025年4月1日から2026年3月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の契約件数により毎年見直されます。
※大口団体扱割引は地震保険には適用されません。
・割引率は引受保険会社によって異なります。詳しくは取扱代理店にお問合せください。
・団体扱の対象となる方について：団体扱の対象となる方の範囲や団体扱の特約失効時の取扱いについては取扱代理店にお問合わせください。保険期間の中途で保険契約者が上記加入資格のいずれかに合致しなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
・団体扱に関するご注意：退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、勤務先が資本関係の変更等により本制度で定められたグループ会社でなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足の場合等により団体扱の特約が失効した場合で、保険料を分割して払い込まれている際には、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【引受保険会社】　あいおいニッセイ同和損害保険(株)【承認番号】(2025年11月承認)A25-102270
東京海上日動火災保険(株)【募文番号】25TX-003345 2025年10月
【取扱代理店】　(株)JALUX保険サービス(幹事代理店)(株)JALUX　保険部(非幹事代理店)の2社による共同募集方式です。

JAL グループ社員専用サイト

JALグループ社員専用サイトのご案内



- 各種団体（扱）保険の詳細を掲載!
- WEB 加入者票へ簡単アクセス!
 ※閲覧方法は P61～62 をご確認下さい。
- お問い合わせや新規お申込みが可能!
- 保険金請求が可能!

アクセスはこちらから

ＪＡＬグループ　団体保険　検 索

ログイン ID：jal
パスワード：hoken



JALグループならではの、安心・丁寧なアドバイス

JAL グループ社員専用 オンライン保険相談のご案内

サービス案内

Point❶ JAL グループ団体保険のご相談
Point❷ 自動車保険・火災保険のお見積り
Point❸ 生命保険のご相談
Point❹ 各社保険商品の比較表の作成

お申込方法



お申込はかんたん。以下の 3 ステップで完了します。
Step① 二次元コードから申込フォームへ入力
Step② JALUX 保険サービスより日時・ZoomURL の案内
Step③ メール記載の URL にアクセス

お申込はこちらから

公式 LINE アカウント JAL グループ団体保険ポータルのご案内

大好評

自動車保険の更新、補償内容の変更、各種お見積り、資料請求などお手軽にお手続きいただけます。
ぜひこの機会にご利用ください。

登録方法 登録方法は簡単!!すぐに完了します

ID：jalux_hs

登録方法
①LINE を起動
②二次元コード読み取り or ID 検索

申込方法と保険料の支払いについて

WEB申込みでの手続きとなります。
各保険会社の手続きページよりお申込みください。

申込専用サイト
二次元コード

<<制度募集>>

●**募集期間**
2025年12月1日～2026年1月15日

●保障(補償)開始日時
・グループ生命保険、医療保険(終身コース<スマート･ケアⅢ型>･定期コース)⇒2026年4月1日0時～
・傷害保険、がん保険、介護サポート保険、個人賠償責任保険、受託物賠償責任保険、携行品損害保険、ホールインワン･アルバトロス費用保険、救援者費用等保険、長期収入サポート保険⇒2026年4月1日16時～

■申込方法

減口・脱退の受付は年1回（制度募集期間）だけです。よくご検討のうえ、お手続きください。

申込専用WEBサイトよりお手続きください。

新規に加入する場合 ･･･→

グループ生命保険・医療保険

STEP1　メールアドレスを登録
登録いただいたメールアドレス宛に本登録用URLが届きます。

STEP2　ユーザー本登録
団体パスワードと、各種情報を入力してください。
団体パスワード：jal2026

STEP3　ログイン
登録したメールアドレス宛に届くワンタイムパスワードを入力し、ログインしてください。

傷害保険・がん保険・介護サポート保険・賠償責任保険とその他のリスク・長期収入サポート保険

STEP1　グループ従業員番号を入力

STEP2　ログイン
募集コード：BF7PB0788
ログインID：グループ従業員番号
パスワード：西暦生年月日（8桁）

人事データの登録がない場合は、個人情報の入力が必要となります。
出向元(原籍)の情報を入力ください。

現在の内容を変更する場合 ･･･→
・追加加入
・既加入内容の変更･脱退
・既加入内容の訂正

現在の内容を変更しない場合 ･･･→ **手続き不要です。**※これまでどおりの内容で継続されます

■保険料の支払

・保険料は2026年4月より毎月JAL生協を通じて給与控除されます。
＊初回保険料が控除できない場合は契約取消となります。

<<中途募集･通年募集>>

●**募集期間**
2026年4月1日～11月15日（グループ生命保険、医療保険は5月15日まで）

●保障(補償)開始日時
・グループ生命保険、医療保険(終身コース<スマート･ケアⅢ型>)⇒2026年8月1日0時～
・傷害保険、がん保険、介護サポート保険、個人賠償責任保険、受託物賠償責任保険、携行品損害保険、ホールインワン･アルバトロス費用保険、救援者費用等保険、長期収入サポート保険⇒申込日によって変わります。詳しくは申込専用WEBサイトをご確認ください。

■申込方法と保険料の支払いについて

・申込専用WEBサイトよりお手続きください。
＊減口･脱退はできません。また、医療保険の定期コースはお申込みできません。
＊がん、介護サポート、長期収入サポート保険は中途でのプラン変更･増口はできません。
・保険料は保険始期当月より毎月JAL生協を通じて給与控除されます。
＊初回保険料が控除できない場合は契約取り消しとなります。

その他のご案内

■ JALグループ団体保険でのクーリング・オフ制度について

クーリング･オフ（契約撤回請求権）は、保険契約者が契約のお申込みをした後で、契約内容をもう一度検討できる時間的余裕を提供し、契約が十分な納得のうえで行われるようにするための制度です。JALグループ団体保険での対象種目は医療保険（終身コース<スマート･ケアⅢ型>新規契約）のみです。

＊お申込みの取り消しはできますが、申込内容の変更はできません。詳細は、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）をご覧ください。

■ 保険会社破綻時の取扱いについて（2025年10月現在）

引受保険会社各社の経営が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。
JALグループ団体保険の引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「生命保険契約者保護機構」および「損害保険契約者保護機構」があります。引受保険会社各社は「生命保険契約者保護機構」または「損害保険契約者保護機構」の会員であり、引受保険会社が経営破綻に陥った場合には、「生命保険契約者保護機構」または「損害保険契約者保護機構」により、保険金・解約返れい金等は下表のとおり補償されます。

	保険種目	保険会社が破綻した場合の取扱い	
		事故発生時の補償割合（保険金支払）	解約返れい金の補償割合
生命保険	グループ生命保険	責任準備金の90%が補償されます。	
	医療保険	責任準備金の90%が補償されます。（高予定利率契約は異なります。）	
損害保険	傷害保険（１年以内）	破綻前に発生した事故または破綻時から3か月以内に発生した保険事故の場合は100%､その後は80%まで補償されます。	80%まで補償されます。
	がん保険	90%まで補償されます。 （注）長期収入サポート保険は、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。	
	介護サポート保険※		
	長期収入サポート保険		
	個人賠償責任保険	破綻前に発生した事故および破綻時から3か月以内に発生した保険事故の場合は100%､その後は80%まで補償されます。	80%まで補償されます。
	受託物賠償責任保険		
	携行品損害保険		
	ホールインワン・アルバトロス費用保険		
	救援者費用等保険		

※介護サポートの中の傷害補償は傷害保険と同じになります。
詳細につきましては、各引受保険会社のホームページをご覧いただくか、取扱代理店または各引受保険会社にお問合わせください。

■ 保険契約者・引受保険会社・代理店について

保険種目	保険契約者･団体名･集団名	引受保険会社（幹事）	担当部署	募集（取扱）代理店
グループ生命保険	（団体名） 日本航空株式会社	アクサ生命保険 株式会社	MCVP推進第2部 【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3	――――
医療保険	（集団名） 日本航空株式会社			株式会社JALUX （医療保険を除く） 株式会社JALUX保険サービス 〒140-0002 東京都品川区東品川2-3-14 東京フロントテラス18F ☎0120-25-8400
傷害保険・がん保険 介護サポート保険 個人賠償責任保険 受託物賠償責任保険 携行品損害保険 ホールインワン・アルバトロス費用保険 救援者費用等保険 長期収入サポート保険	日本航空株式会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京企業営業第六部　営業第二課 TEL 050-3461-1052	

加入者票閲覧方法

【JALグループ団体保険】　WEB加入者票操作マニュアル

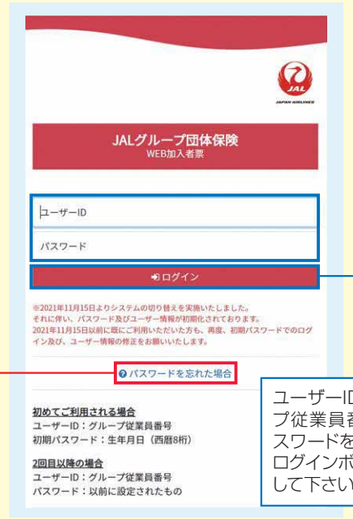
URL
https://my-pagelogin.jal-danpo.jp/

ログインはこちらから

ユーザーID　グループ従業員番号

初期パスワード　生年月日 8桁（YYYYMMDD）

ログイン画面



ユーザーID（グループ従業員番号）、パスワードを入力後、ログインボタンを押して下さい。

メニュー画面



ユーザー名がここに表示されます。

「ユーザー情報修正画面」でパスワードの変更、秘密の質問の設定を行っていない場合、「加入者票一覧画面」は使用できません。
また、パスワードの初期化を行った場合も「加入者票一覧画面」が使用できなくなりますので、「ユーザー情報修正画面」でパスワードの変更を行ってください。

メニュー画面（ユーザー情報修正後）



「ユーザー情報修正画面」より、パスワードの変更、秘密の質問の設定を行うと「加入者票一覧画面」が使用可能になります。

加入者票一覧画面



ダウンロードしたい年度のダウンロードボタンを押すと、PDF画面が表示されます。

パスワード初期化画面

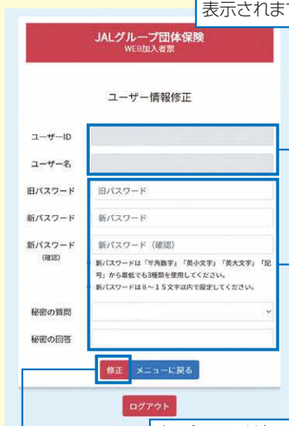


ユーザーID、秘密の質問、秘密の回答を入力します。秘密の質問、秘密の回答は「ユーザー情報修正画面」で設定した内容を入力します。

ユーザーＩＤ、秘密の質問、秘密の回答を入力し、初期化ボタンを押すとパスワードが初期化されます。（初期パスワード：生年月日８桁）

※パスワードの初期化を行うと「加入者票一覧画面」が使用不可になります。
「加入者票一覧画面」を使用するためには、「ユーザー情報修正画面」より、パスワードの変更を行ってください。
※秘密の質問、秘密の回答を忘れてしまった場合は、JALUX保険サービス（TEL:0120-25-8400）へ連絡してください。

ユーザー情報修正画面



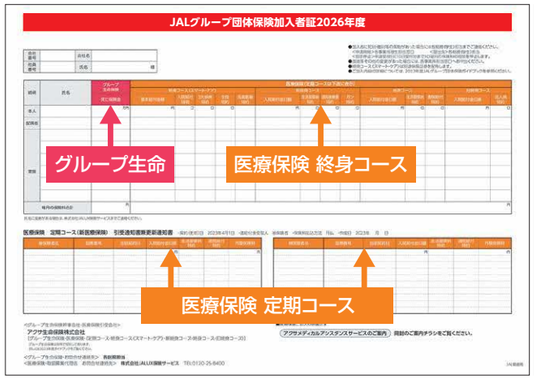
ログインしている
ユーザーID、ユーザー名が
表示されます。

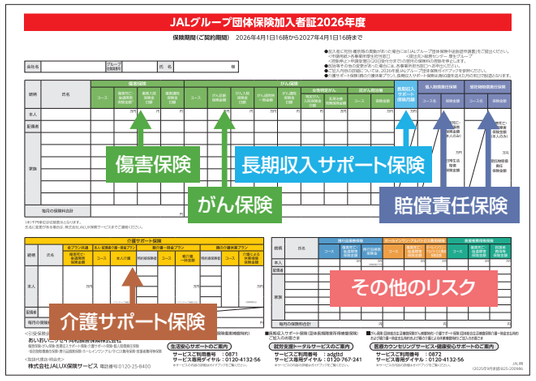
旧パスワード、新パスワード、秘密の質問、秘密の回答を全て入力し、修正ボタンを押すと、入力された内容でユーザー情報を修正します。

旧パスワード（15文字以内）
新パスワード（8～15文字以内で半角数字、英小文字、英大文字、記号から最低3種類を使用してください）
秘密の質問（選択式）
秘密の回答（20文字以内）を入力します。

※初めてシステムを使用する場合、またはパスワードの初期化をした場合は、必ずこの画面からユーザー情報の修正を行ってください。
ユーザー情報の修正を行わないと、「加入者票一覧画面」が使用できません。

加入者票見本　PDF画面





（備考）
・閲覧ができない等のお問合わせはJALUX保険サービスにご連絡ください。

（問い合わせ窓口）
TEL:0120-25-8400
受付時間:平　日　9:00～19:00　土曜日　9:00～18:00　（日祝日・年末年始　休み）

■WEB加入者票の閲覧
2026年度の加入者票は、4月下旬ごろから閲覧開始予定です。（中途加入の場合は8月下旬ごろから閲覧開始予定です。）

給付金・保険金の請求方法

	連絡先	請求書類	提出先	注意事項
グループ生命保険	総務センター厚生グループ org.gkv-w@jal.com	総務センター厚生グループ	総務センター厚生グループ （K-JALIGKV/ W）	①請求書および診断書（死亡証明書）は、保険会社所定の用紙をご使用ください。 ②診断書等の費用は、請求者負担となりますのでご了承ください。
医療保険	医療保険のご請求はこちら	（株）JALUX保険サービスより 自宅宛に郵送	アクサ生命保険(株) （所定の返信用封筒にて返信してください。）	①請求書および診断書は、保険会社所定の用紙をご使用ください。海外でのご入院用に英文の診断書をご用意しています。 ②診断書等の費用は、請求者負担となりますのでご了承ください。 ③所定の診断書に代えて、受取人が記入する「入院・手術内容報告書」で代用できる場合もありますので、お問い合わせください。
傷害保険	傷害保険のご請求はこちら			事故の連絡は必ず事故の発生の日から30日以内に行ってください。 連絡項目　事故日時、場所、受傷者名、ケガの状態（誰が、何をして、何が原因で、どこが、どうなったか）
がん保険				①がんと診断確定された場合は30日以内にご連絡ください。 ②請求書および診断書は保険会社所定の用紙をご使用ください。 ③診断書等の費用は、請求者負担となりますのでご了承ください。
介護サポート保険	（株）JALUX保険サービス 0120-25-8400（携帯電話、PHSも可） ※アナウンスの後①番を押してください （海外からは）TEL：03-6635-8529 FAX：03-5460-7221	あいおいニッセイ同和損害保険（株）より自宅宛に郵送	あいおいニッセイ同和損害保険(株) （所定の返信用封筒にて返信してください。）	①特約被保険者の方が、所定の要介護状態となった場合は、30日以内にご連絡をください。 ②保険金請求書・診断書等、ご請求に必要な書類は保険会社所定の用紙をご使用ください。 ≪親の介護休業プラン≫ ①親の介護による休業を開始した場合は、30日以内にご連絡をください。 ②保険金請求書・介護休業取得報告書等、ご請求に必要な書類は保険会社所定の用紙をご使用ください。 ≪本人・配偶者介護一時金プラン≫ ①被保険者の方が所定の要介護状態となった場合は、30日以内にご連絡をください。（要介護状態は年齢により異なります。詳細は重要事項説明書をご確認ください。） ②保険金請求書・診断書等、ご請求に必要な書類は保険会社所定の用紙をご使用ください。
個人賠償責任保険				①事故の連絡は必ず事故の発生の日から30日以内に行ってください。必要な手続きを案内いたします。 ②保険会社の事前の承認なしに、修理・示談を行わないでください。 ③海外へ出張・旅行中の場合、連絡は帰国後でも結構ですが、必ず証明書・領収書等、事故の証明となるものを提出してください。
受託物賠償責任保険				
携行品損害保険				①事故の連絡は必ず事故の発生の日から30日以内に行ってください。必要な手続きを案内いたします。 ②請求書および診断書は保険会社所定の用紙をご使用ください。
ホールインワン・アルバトロス費用保険				
救援者費用等保険				
長期収入サポート保険				①就業障害が発生した場合は免責期間経過後30日以内にご連絡ください。 ②請求書および診断書は保険会社所定の用紙をご使用ください。 ③診断書等の費用は、請求者負担となりますのでご了承ください。

休職・退職時等の取扱い

■ 休職者に対する取扱いについて

休職後、毎月の給与により保険料が控除できない月から、次の取扱いとなります。

○ JAL生協および㈱JALUX保険サービスより自宅あてに保険の継続の確認、および保険料払込の請求をご案内いたしますので、期日までに所定の手続きをしてください。

（注1）休職期間中は、加入口数の増減・加入者の変更はできません。（死亡・離婚は除く）

（注2）保険料は、当年度の残期間分が一括して請求されます。

（注3）保険料が控除できない月の翌月15日までに意思確認・保険料の払込がない場合は脱退となります。
新規に加入し、初回保険料が給与控除できない場合は契約取消となります。

（注4）復帰した場合は、最初に到来する4月給与より控除が開始されます。

（注5）長期欠勤（病欠3ヶ月以上経過）のため給与控除ができない場合は、休職時と同様の取扱いになります。

（注6）JAL生協問い合わせ先：03-5756-3920

■ 脱退について

JALグループ団体保険では、次の事由による脱退（解約）を取扱います。

○加入者の死亡

○離婚
この場合は保険請求の有無にかかわらず「JALグループ団体保険中途脱退申請書」に所定の事項を記入のうえ、提出ください。
（申請用紙）各事業所厚生担当窓口
（提出先）　総務センター厚生グループ
（控除停止）申請受理月の翌月から停止します。（ただし、9日受付分まで）

○退職の場合は退職月の月末付で脱退となります。（次ページ参照）

その他の事由での脱退（解約）を希望する場合、募集期間中に所定の手続きをしてください。

■ 変更について

契約期間中の次の事由以外による変更・訂正は認められません。

○加入者の氏名変更・訂正

○加入者の年齢・性別訂正

（注 1）申込締切後の口数の増減・加入者の変更はできません。（死亡・離婚は除く）
医療保険（終身コース〈スマート・ケアⅢ型〉）の申込の撤回についてはP60を参照してください。

（注 2）年齢・性別の訂正により、保険料が変更する場合があります。（医療保険・がん保険・介護サポート保険・長期収入サポート保険）

（注 3）休職期間中は、加入口数の増減・加入者の変更はできません。（死亡・離婚は除く）

■ 加入証明書の発行について

総務センター厚生グループへ請求ください。

■ 定年後再雇用の取り扱いについて

○ 再雇用時は現在のご契約内容が自動継続となります。本人によるお手続きは必要ありません。
＊長期収入サポート保険と親の介護休業プランは定年退職月末で脱退となります。

○ 再雇用時の脱退、加入口数の増減・変更はできません。募集期間内にお手続きください。

■ 休職時の取扱いについて

総務センター厚生グループまでお問合わせください。

■退職時の取扱いについて

※退職手続きは㈱JALUX保険サービスからご案内いたします。案内が届きましたら期日までに必ず手続きを完了してください。

下記に関する問い合わせ先
総務センター厚生グループ　org.gkv-w@jal.com
（株）JALUX保険サービス　0120-85-8575

○：継続可　△：条件あり継続可　×：継続不可（退職月末日で脱退）

	定年退職	自己都合退職	退職手続き	定年後再雇用
グループ生命保険	×（※1）	×（※1）	手続き不要 （退職月末日で脱退）	○
医療保険	○（※2）	○（※2）	継続･脱退とも手続きが必要。 JALUX保険サービスからご案内いたします。	○
傷害保険	△（※3）	×	傷害保険のみの加入者は手続き不要 （退職月末日で脱退）	○
がん保険	○（※4） （役員･社員本人が継続の場合のみ配偶者･子どもも継続可）	×	【定年退職者のみ】 継続希望の方は手続きが必要 脱退の方は手続き不要 （退職月末日で脱退）	○
親介護一時金プラン 本人･配偶者介護一時金プラン	○（※5） （役員･社員本人が継続の場合のみ配偶者も継続可）	×	【定年退職者のみ】 継続希望の方は手続きが必要 脱退の方は手続き不要 （退職月末日で脱退）	○
親の介護休業プラン	×	×	手続き不要 （退職月末日で脱退）	×
個人賠償責任保険	×	×		○
受託物賠償責任保険	×	×		○
携行品損害保険	×	×		○
ホールインワン・アルバトロス費用保険	×	×		○
救援者費用等保険	×	×		○
長期収入サポート保険	×	×		×
自動車保険 火災保険	○	○	継続･解約とも手続きが必要。 JALUX保険サービスからご案内いたします。	○
注意事項	※1 所定の要件を満たす場合は、個人保険をご案内いたします。 ※2 退職後も継続は可能ですが、保険料は個人扱の保険料になります。 ※3 がん保険を継続する場合加入することができます。（ただし傷害保険は2口限度となります。） ※4 がん保険の退職後継続は80歳到達年度末まで継続加入が可能です。 ※5 介護保険の退職後継続は89歳到達年度末まで継続加入が可能です。（ただし100万円プランでのご継続となります。）			